

定 款

公益社団法人 OMOIYARI プロジェクト

公益社団法人 OMOIYARI プロジェクト定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人 OMOIYARI プロジェクトと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 国内外において、社会福祉、教育文化、その他公益の増進を図るとともに、災害における被災者の支援事業を行う ことにより、地域の発展と繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 刑務所や少年院からの出所者、社会不適応者に対しての相談業務、就職斡旋、就職のための教育支援および研修支援。
 - ② 発展途上国の子供達が健康で文化的な生活を送るための教育支援。
 - ③ 災害における被災地で地域社会の生活基盤となる働く場の拡大の支援。
 - ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業。
- 2 この法人の事業は、日本および海外において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- ① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- ② 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- ③ 特別会員 当法人の事業に関連して功労のあった個人又は団体で社員総会において推薦され、その出席者の過半数以上の賛成を得た者

(入会)

第6条 当法人の会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 当法人の会員になったときは別に定める入会金を支払わなければならない。また、別に定める会費を毎年支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- ① この定款その他規則に違反したとき。
- ② この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- ③ その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- ① 第7条の義務を6か月以上履行しなかったとき。
- ② 総正会員が同意したとき。
- ③ 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- ① 会員の除名
- ② 理事及び監事の選任又は解任
- ③ 理事及び監事の報酬等の額
- ④ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- ⑤ 定款の変更
- ⑥ 解散及び残余財産の処分

⑦ 不可欠特定財産の処分の承認

⑧ その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項
(開催)

第 13 条 この法人の社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第 14 条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

① 会員の除名

② 監事の解任

③ 定款の変更

④ 解散及び残余財産の処分

⑤ 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡

⑥ 不可欠特定財産の処分

⑦ その他法令で定める事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条第 1 項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第 19 条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長および会議に出席した議事録作成者が議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

① 理事 3 名以上 10 名以内

② 監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

3 必要な場合には、業務執行理事を置くことができる。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の親族等割合の制限)

第 23 条 当法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

2 当法人の監事には、当法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及び当法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第 21 条第 1 項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第 29 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- ① 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- ② 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- ③ この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 30 条 この法人は、理事又は監事の一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- ① 業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- ④ 名誉会長及び顧問の選任及び解任
- ⑤ 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- ⑥ 規則の制定、変更及び廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- ① 重要な財産の処分及び譲受け
- ② 多額の借財
- ③ 重要な使用人の選任及び解任
- ④ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑤ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- ⑥ 第30条の責任の免除

(開催)

第33条 通常理事会は、毎年定期に4か月を超える間隔で2回以上開催する。

2 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 代表理事が必要と認めたとき。
- ② 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- ③ 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- ④ 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認

めて、代表理事に招集の請求があったとき。

- ⑤ 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 5 号により監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号の請求があった場合は、その請求があった日から 5 日以内に、請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第 37 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第 38 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 15 条第 3 項及び第 4 項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を

し、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第 40 条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(基金)

第 42 条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、一般法人法第 236 条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

① 事業報告

② 事業報告の附属明細書

③ 貸借対照表

④ 損益計算書（正味財産増減計算書）

⑤ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

⑥ 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。第 3 号、第 4 号、第 6 号の書類については定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- ① 監査報告
- ② 理事及び監事の名簿
- ③ 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- ④ 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の不分配)

第45条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

(公益目的取得財産の残額の算定)

第46条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第44条第3項4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(合併等)

第48条 この法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第49条 この法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 52 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 53 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。

(個人情報の保護)

第 54 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 12 章 附 則

(法令の準拠)

第 56 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

第 57 条 この法人の最初の代表理事は草刈 健太郎とする。

第 58 条 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

大阪市淀川区西中島一丁目 11 番 23-705 号 草刈 健太郎

大阪府吹田市五月が丘北 2 番 33 号 柴山 勝也

2 この定款は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。